

各都道府県消防協会事務局長 様

公益財団法人日本消防協会
事務局長 杉原 隆光

新型コロナウイルス感染症と診断された加入者の「みなし入院」に係る
福祉共済入院見舞金の取扱いについて（通知）

平素より消防団員等福祉共済の業務にご協力いただいておりますことに御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症と診断された加入者に対する福祉共済の入院見舞金は、令和2年8月20日付で各都道府県消防協会事務局長様あてに発出した事務連絡により、加入者が保健所等の行政機関の管理の下で宿泊療養・自宅療養した場合はその療養期間についても当面の間支給対象とする取扱い（以下「みなし入院」といいます。）により運用しております。

このような中、今般、政府より新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象について、全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が公表されたことや生命保険会社等における取扱いが変更されること等を踏まえ、「みなし入院」に係る入院見舞金の取扱いを検討した結果、令和4年9月26日（月）以降の支給対象を以下のとおりといたしますのでご理解いただきますようお願いいたします。

< 「みなし入院」による入院見舞金の給付対象 >

令和4年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下の「重症化リスクの高い方」

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・ 妊娠されている方

なお、令和4年9月25日迄に新型コロナウイルス感染症と診断された加入者に対しての支給は、上記の「重症化リスクの高い方」に限らずこれまで通りの対応を継続いたします。

つきましては、お手数をおかけいたしますが、以上のことについて管下の福祉共済加入団体事務担当者様等の皆様にご周知いただきますよう何卒よろしくお願いいたします。

[担当] 公益財団法人日本消防協会 福祉部
TEL : 03-6263-9746 (福祉部直通)
mail:fukushi-kyousai@nissho.or.jp